

(別紙)

農機具共済免責基準表

1 整備点検不良による免責

区 分	項 目	免責割合
燃 料 系 統	燃料装置の不良により生じた事故	10%
	燃料漏れにより生じた事故	10%
潤 滑 系 統	オイルの不足、汚れ、漏れにより生じた事故	50%
冷 却 系 統	冷却水の不足により生じた事故	50%
	ファンベルトの調整不足により生じた事故	50%
	冷却水の凍結により生じた事故	100%
電 気 系 統	灯火装置の不良により生じた事故	100%
	警音器、方向指示器の不良により生じた事故	50%
	バッテリーの性能低下によって生じた事故	50%
吸 気 系 統	シリンダーライナー、ピストンリングの磨耗、エアクリーナーの性能低下により生じた事故	20%
伝 導 系 統	ベルト、チェーンの調整不足により生じた事故	20%
走 行 系 統	ブレーキ、クラッチ、駐車ブレーキ、ハンドルの不良により生じた事故	50%
	クローラ及びクローラフレームの調整不足により生じた事故	50%
	タイヤの亀裂、損傷、空気圧の不良により生じた事故	50%
	ボルト・ナットの脱落、緩みにより生じた事故	50%
作 業 機 置	部品の脱落、緩みにより生じた事故	50%
	油圧装置の不良により生じた事故	50%
	変速装置の異常により生じた事故	20%

2 不適切操作による免責

区 分	項 目	免責割合	
転 覆 ・ 墜 落 ・ 衝 突 ・ 接 触 等	始 動	変速を「中立」、クラッチを「切」にして始動しなかった	20%
	発 進	急発進（後進）した。けん引負荷をかけたままぬかるみから脱出した	20%
	ブレーキロック	道路走行時、左右のブレーキペダルを連結しなかった	20%
	デフロック	道路走行時、デフロックを解除しなかった。また前輪倍速装置やその他の指定された装置を切断しなかった	20%
	輪 距	傾斜地やけん引作業時に輪距を広げなかった	10%
	ヒ ッ チ 点	指定されたヒッチ点以外でけん引した	20%
	作 業 機	重い作業機をつけたが、バランスウェイトをつけなかった	10%
		指定以外のアタッチメントや作業機をつけた	30%
		指定回転数と異なる速度で作業機を回転させた	10%
	走 行 作 業	オペレーター以外の人や物を乗せた	10%
		脇見、片手運転または飛び乗り、飛び降りをした	20%
		補助者と共同作業を行う時に、合図して安全確認をしなかった	5%
		高速走行、急旋回をした	20%
		作業時に、道路、堤防、溝端のそばを走り、草むらや路肩のくずれに十分注意しなかった	20%
		坂道や斜面でクラッチ操作や変速操作をした。下り坂でエンジnbrakeを使用しなかった	20%
		坂道や斜面で方向転換、急旋回をした。また、等高線方向に走行した	20%
		前・後進の変速を一旦停止してから行わなかった	10%
		パワステアリング式ハンドルを慎重操作しなかった	10%
		幅の広い作業機や長い作業機をつけているのに、対向車、電柱、ガードレール等に注意しなかった	20%
	走 行 作 業	収納すべき装置（オーガ、ブーム、ウイングハロー等）を収納せずに走行、作業した	30%
植付爪に異物をかんだが、すぐにクラッチを切って点検しなかった		20%	
作業機に異物を巻き込んだが、すぐにクラッチを切って点検しなかった		20%	
クローラをコンクリートやアスファルト上で急旋回させた （無理な操作による破損は、購入後の経過年数1年につき10%適用、ただし最高50%とする。他の原因による破損は1年につき6%）		50%	
十分な強度、幅、長さ（積込みトラックの荷台の高さの4倍以上、傾斜15度以下）、フック付き、滑り止めの歩み板を使用しなかった	20%		

区 分	項 目	免責割合	
転覆・墜落・衝突・接触等	積込積降	左右の独立ブレーキペダルを連結しなかった	20%
		積込途中でクラッチ操作や変速操作をした	20%
		積込トラックに、駐車ブレーキをかけ、歯止めをしておかなかった	20%
		積込後に、トラックにロープで固定しなかった。トラックを急発進させたり、急旋回させたりした	10%
		コンバインで穀粒タンクに粉を入れたままで積込積降作業をした	10%
	圃場の出入畦乗越え	低速かつ畦に直角に出入りしなかった	20%
		高い畦で歩み板を使用しなかった	20%
		途中でクラッチ操作や変速操作をした	20%
		急発進した	20%
		コンバインの穀粒タンクに粉を入れたまま出入、乗越えをした	10%
点検整備等	エンジン止めず、若しくは油圧をロックせず、点検・整備を行なった	10%	
	給油作業をエンジン止めず、若しくは帯熱中に行なった	20%	
	給油作業中、火気を近接させた。こぼれた燃料をふき取らなかった	20%	
	給油作業を草やワラの上で行なった	20%	
	バッテリーの点検・充電時に火気を近接させた（スパークさせた）	20%	
	配線の損傷、端子のゆるみ、燃料もれ、パイプの老化があった	10%	
	高温であるのに、格納シートをかぶせた	20%	
	駐車中、駐車ブレーキをかけなかった。坂道駐車で車止めをしなかった	10%	
そ の 他	事故の発生が予見できる状況で、走行・作業を行なった	10%	

3 盗難による免責

盗難	格納中	鍵を抜いて別に管理していた	0%
		鍵を着けたままにしていた	10%
	未格納	鍵を抜いて別に保管していた	10%
		鍵を着けたままにしていた	20%

4 複数回事故に対する免責

同一責任期間内に、同一共済目的について		
	2回目の事故	30%
	以降1回増すごとに	10%加算

5 事故発生通知遅延による免責

遅延期間	事故発生後1か月以上3か月未満	10%
	事故発生後3か月以上6か月未満	20%
	事故発生後6か月以上1年未満	30%
	事故発生後1年以上	50%
	上記期間内であっても既に損害の箇所が復旧されており、事故確認が不可能な場合	100%

- (注) 1 事故発生日を月の応答日とする。 2 遅延に正当な理由があるときは、適用しない。
3 復旧後であっても事故の状況を確認し得る資料の提示がある場合は、適用しない。

6 災害共済金を支払わない損害（損害約款第5条、更新約款第10条）

- 故意又は重大な過失によって発生した損害
- 農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害
- 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗によって発生した損害
- 故障（偶然な外来の事故に直接起因しない共済目的の電氣的又は機械的損害）によって発生した損害
- 凍結によって発生した損害
- 消耗部品にのみ発生した損害

消耗部品一覧（損害評価要領追加）

オイル・グリス類 クリーナ・エレメント類 フィルター・カートリッジ・ストレーナ類 ケーブル・ワイヤー類 チェーン・ベルト類 パイプ・ホース類 ガスケット・オイルシール類（パッキン、Oリング）ベアリング類（ベアリングユニット）ヒューズ・プラグ類 電気配線（ワイヤーハーネス含む）・電球類 ゴム製品類 バッテリー類 刈刃・切刃・供給刃・こぎ歯類 植付爪（固定爪、可動爪）類 耕耘爪・破碎爪・溝切刃類 ブレーキ（シュー、ドラム、ディスク、パッド）類 クラッチディスク・プレッシャープレート類 プロテクタ・保護カバー類 ユニバーサルジョイント 受網 苗のせ台摺動部品 その他メーカーが消耗部品として指定するもの